

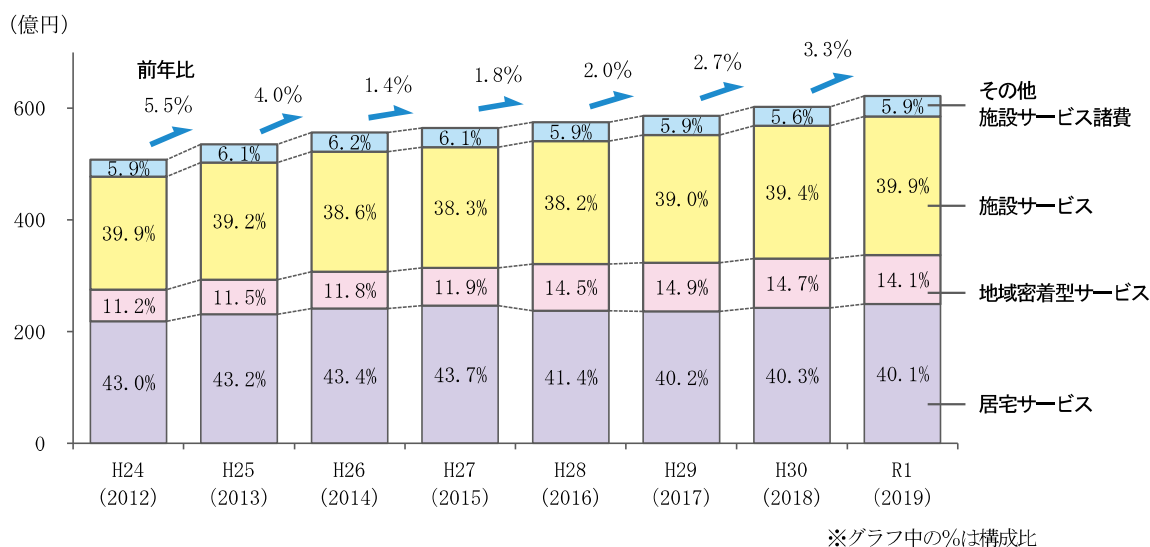
第9章 参考

1 浜松市の状況

(1) 介護給付費の推移・要介護認定等の状況

①介護給付費の推移

要介護認定者数の増加に伴い、給付費は年々増加しています。令和元（2019）年度において給付費全体に占める割合は、居宅サービスが最も大きく、次いで、施設サービス、地域密着型サービスの順となっています。

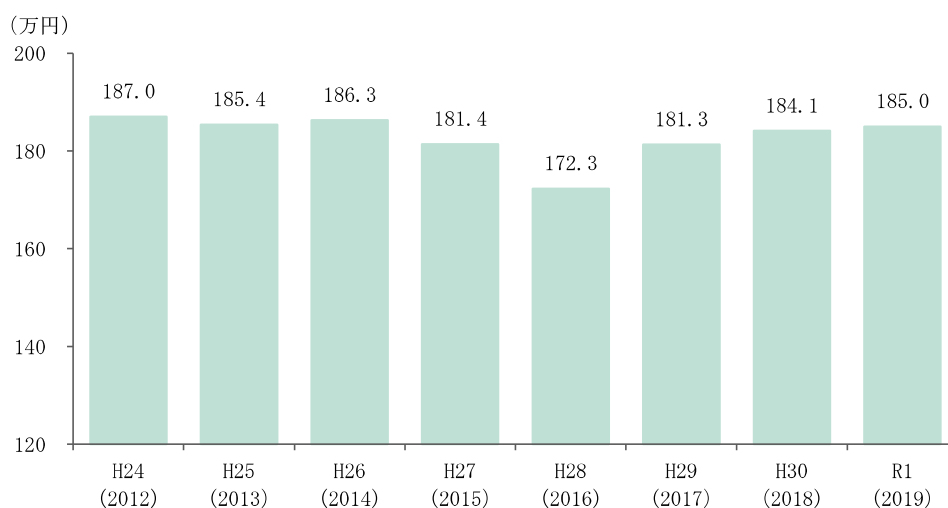


(単位：億円)

区分	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
居宅サービス	218.3	231.3	241.6	246.8	237.6	236.0	242.6	249.6
地域密着型サービス	56.9	61.7	65.5	67.3	83.6	87.5	88.3	87.6
施設サービス	202.3	209.9	214.9	216.0	219.8	228.6	237.4	248.2
その他諸費 ※1	30.1	32.5	34.7	34.3	33.7	34.4	33.8	36.7
計	507.6	535.4	556.7	564.4	574.7	586.4	602.1	622.0

※1「その他諸費」は、食費居住費軽減費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、介護給付費明細書審査支払経費

②利用者1人あたり介護給付費の推移



③要介護認定結果詳細（令和元（2019）年度審査分）

令和元（2019）年度の要介護認定審査状況の結果において、前回の要介護度と比較すると、前回と認定結果が同じ割合が最も高く、軽度化した割合を含め約6割の人が現状維持・改善されています。

（単位：人）

認定 審査前	認定審査後									前回との比較		
	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	軽度化	前回と同じ	重度化
新規申請	302	2,715	1,195	2,571	1,021	661	628	448	9,541	—	—	—
要支援1	71	1,299	554	925	237	98	78	38	3,300	71	1,299	1,930
要支援2	23	646	1,648	957	308	127	123	54	3,886	669	1,648	1,569
要介護1	29	344	401	3,648	1,564	792	521	303	7,602	774	3,648	3,180
要介護2	6	84	135	838	1,349	1,007	539	252	4,210	1,063	1,349	1,798
要介護3	3	25	34	234	440	1,134	787	442	3,099	736	1,134	1,229
要介護4	4	24	20	146	172	411	992	632	2,401	777	992	632
要介護5	2	9	11	41	33	102	277	727	1,202	475	727	—
合計	440	5,146	3,998	9,360	5,124	4,332	3,945	2,896	35,241	4,565	10,797	10,338
構成比	1.3%	14.6%	11.3%	26.6%	14.5%	12.3%	11.2%	8.2%	100.0%			

認定結果が前回と同じ人	10,797人	42.0%
認定結果が前回より上がった人（重度化）	10,338人	40.2%
認定結果が前回より下がった人（軽度化）	4,565人	17.8%
合計	25,700人	100.0%

④要介護認定率の推移の県及び全国との比較（各年度3月末時点）

浜松市の要介護認定率の推移は年々上昇しており、静岡県平均と比較して高いが、全国平均より低い水準となっている。

（単位：％）

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
浜松市	16.0	16.1	16.2	16.3	16.5	16.9	17.1	17.2
静岡県	15.1	15.2	15.4	15.5	15.5	15.6	16.0	16.1
全国	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.5

※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）・（月報）」

(2) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の状況

令和2（2020）年4月1日時点で、市内には有料老人ホームが40施設、サービス付き高齢者向け住宅が37施設（特定施設入居者生活介護を含む）あり、総定員3,787人に対し、入所者数は3,355人、入所率は88.6%となっています。入所者のうち要介護3以上の割合は約23.5%で、介護度の高い人も一定数受け入れている状況にあります。

①有料老人ホームの入所状況（各年4月1日）

区 分		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
住宅型	定員数（施設数）	821人(25)	824人(25)	818人(24)
	入所者数	649人	666人	697人
	空床数	172人	158人	121人
	入所率	79.0%	80.8%	85.2%
介護付	定員数（施設数）	1,603人(16)	1,603人(16)	1,603人(16)
	入所者数	1,162人	1,322人	1,382人
	空床数	441人	281人	221人
	入所率	72.5%	82.5%	86.2%
計	定員数（施設数）	2,424人(41)	2,427人(41)	2,421人(40)
	入所者数	1,811人	1,988人	2,079人
	空床数	613人	439人	342人
	入所率	74.7%	81.9%	85.9%

②サービス付き高齢者向け住宅の入所状況（各年4月1日）

区 分		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
一般型	戸数（施設数）	1,091戸(31)	1,092戸(31)	1,143戸(32)
	入所者数	953人	1,026人	1,060人
	空床数	138人	66人	83人
	入所率	87.4%	94.0%	92.7%
介護付	戸数（施設数）	223戸(5)	223戸(5)	223戸(5)
	入所者数	209人	215人	216人
	空床数	14人	8人	7人
	入所率	93.7%	96.4%	96.9%
計	戸数（施設数）	1,314戸(36)	1,315戸(36)	1,366戸(37)
	入所者数	1,162人	1,241人	1,276人
	空床数	152人	74人	90人
	入所率	88.4%	94.4%	93.4%

③入所状況合計（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）

区 分		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
住宅型／一般型	定員数／戸数（施設数）	1,912(56)	1,916(56)	1,961(56)
	入所者数	1,602人	1,692人	1,757人
	空床数	310人	224人	204人
	入所率	83.8%	88.3%	89.6%
介護付	定員数／戸数（施設数）	1,826(21)	1,826(21)	1,826(21)
	入所者数	1,371人	1,537人	1,598人
	空床数	455人	289人	228人
	入所率	75.1%	84.2%	87.5%
計	定員数／戸数（施設数）	3,738(77)	3,742(77)	3,787(77)
	入所者数	2,973人	3,229人	3,355人
	空床数	765人	513人	432人
	入所率	79.5%	86.3%	88.6%

2 用語解説

※51ページからの「第7章 サービス見込量」に掲載されたサービスを中心に紹介します。

なお、サービスや事業内容は令和2（2020）年度のものを記載しています。

あ行

ウエルネス・ヘルスケアビジネス

公的保険（公的医療保険や介護保険）外で民間企業が提供する生活習慣病等の予防や健康管理等に関するサービスのこと。

オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の人とその家族、地域住民等の誰もが集え、情報交換や専門職への相談ができる場所。

オレンジシール

認知症によりひとり歩き（徘徊）のおそれがある人の靴に貼る登録番号付シール。オレンジシールは、家族等の申請により、居住地の地域包括支援センターへ申請し、交付を受けることができる。

オレンジメール

認知症の人が所在不明となった時、早期発見・保護するために、メール登録をした見守り協力者（市民等）に検索協力メールを配信し、情報提供を得るシステム。

か行

介護医療院

病状が安定期にあり、重篤な身体疾患を有する等の長期の療養が必要な要介護者が入所する施設。療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う。

介護給付等費用適正化事業

介護給付及び予防給付にかかる費用の適正化を図る事業。認定調査状況のチェックや介護サービス計画（ケアプラン）の点検、医療情報との突合や縦覧点検、給付費通知発送等を行う。

介護予防（健康づくり）事業

保健分野で実施している介護予防のための正しい知識の普及啓発、健康づくりボランティア等の組織に対する活動支援事業。

介護療養型医療施設

病状が安定期にあり、長期療養を必要とする要介護者が入所する施設。療養上の管理や看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者が入所する施設。入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話等のサービスを提供する。

介護老人保健施設

心身機能の維持回復を図り、在宅復帰に向けて支援を要する要介護者が入所する施設。看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話等のサービスを提供する。

家族介護継続支援事業

高齢者を在宅で介護している家族及び近隣の援助者等に、介護方法や介護サービス等に関する情報並びに介護者自身の介護予防・健康管理の知識・技術を提供し、在宅介護の継続・向上を図る事業。

看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い在宅の要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護サービスに加え、看護師等による療養上の世話や診療の補助等の訪問看護を一体的に提供する。

キャラバン・メイト

認知症を正しく理解し、地域で見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講師（研修修了者）。地域における連携・協力体制づくりの推進役。

居宅介護支援・介護予防支援

在宅で介護を受ける人の心身の状況や希望等を踏まえ、保健医療サービス・福祉サービスに関し適正な利用ができるよう、ケアマネジャーが居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を行うほか、介護サービス事業者等との連絡調整等を行う。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者宅を訪問し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理や指導を行う。

緊急通報システムの貸与

65歳以上のひとり暮らしで持病等により健康上の不安があり安否確認が必要な人、75歳以上のひとり暮らしの人、または持病等により支援の必要がある75歳以上の高齢者のみの世帯の人に緊急通報システムを貸与する事業。

軽費老人ホーム[A型・ケアハウス]

家庭環境、身体機能低下等の理由により、自立した生活をするのが困難な高齢者を対象に、低額な料金で食事の提供や相談等、日常生活上の必要なサービスを提供する福祉施設。

元気はつらつ教室

要支援認定者及び事業対象者（基本チェックリストで生活機能等の低下がみられた人）に対して、ふれあい交流センター等で、体操・レクリエーション・趣味活動（生きがい活動）等を実施し、閉じこもり等を防ぐ。

後期高齢者健康診査

後期高齢者医療広域連合が加入者の健康保持増進を目的に実施する健康診査。浜松市では国保特定健診と同様の検査項目で実施している。(75歳以上が対象であるが65～74歳で一定の障害があると認定された人も対象。)

口腔ケア・栄養改善支援事業

口腔機能向上及び口腔ケアや低栄養予防についての正しい知識や技術を普及啓発するため、地域のサロン等に出向き集団指導を行う事業。

高齢者介護用品の支給

要介護4・5の在宅高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族等に対して紙おむつ等を支給し、家族介護者を支援する事業。

高齢者住宅改造助成事業

高齢者の心身の状況等により、在宅での日常生活に支障を来し、住宅を改造する場合の費用の一部を助成する事業。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の基準により登録され、安否確認や生活相談等のサービスを提供する、バリアフリー構造の高齢者向け賃貸住宅又は有料老人ホーム。

ささえあいポイント事業

福祉施設等や地域で行ったボランティア活動及び高齢者自身の介護予防活動に対して付与されたポイントを奨励金や寄附に交換できる事業。

在宅医療・介護連携相談センター

医療・介護・福祉等の関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口。愛称は「在宅連携センターつむぎ」

住宅改修支援事業

介護保険法の規定に基づく居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る理由書を作成した介護支援専門員等へ手数料を支給する事業。

住宅改修費の支給

在宅の要介護（要支援）者が現在居住する住宅で、その心身と住宅の状況を考慮し行った改修工事費のうち20万円を上限とした費用の7～9割を支給する。手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器への取り替え等が対象。

小規模多機能型居宅介護

要介護（要支援）者に対し、在宅で自立した日常生活継続を支援するため、事業所への「通い」、「宿泊」又は居宅への「訪問」等の介護サービスを組み合わせ、介護、家事、日常生活上の世話、機能訓練を行う。

シルバーハウジング等入居者安心確保事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）及び高齢者向け優良賃貸住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員（ライフサポートアドバイザー（略称：LSA））を派遣し、生活相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供することで、安全かつ快適な在宅生活を支援する事業。

生活機能の基本チェックリスト

介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動・口腔・栄養・もの忘れ・うつ状態・閉じこもり等の25項目について「はい」「いいえ」で答える質問票。生活機能の低下がみられる人は事業対象者として介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）が利用できる。

生活支援ハウス

おおむね60歳以上の人で、自立生活が困難な人が短期間生活する施設。

成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者や虐待を受けている高齢者が円滑に成年後見制度を利用できるよう相談に応じるとともに、人権擁護の観点から市長申立の必要がある高齢者の支援を行うほか、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業。

総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。正式には「介護予防・日常生活支援総合事業」。

た行

短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅での日常生活に支障があるため、介護老人福祉施設（特養）等に一時的に入所した要介護（要支援）者に、入浴・排せつ・食事その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等に一時的に入所した在宅の要介護（要支援）者に、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う。

地域ケア会議

高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制や、支援が必要な高齢者に適切な対応ができるよう関係者間で検討を行う会議。

地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスの総称。ロコモーショントレーニング事業や訪問型サービス、通所型サービス、地域包括支援センターの運営事業等がある。

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療等、さまざまな面から支援する総合相談機関。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(地域密着型特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の特別養護老人ホームの入所者である要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介助、相談と援助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話等のサービスを提供する。

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるように、身近な市町村で提供されるサービスが地域密着型サービスに位置づけられている。(54ページ参照。)なお、原則として浜松市民のみが利用できる。

地域密着型通所介護(デイサービス)

利用定員18人以下の老人デイサービスセンター(日帰り介護施設)を利用する在宅の要介護者を送迎し、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康確認等の日常の世話、機能訓練を行う。

地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の有料老人ホーム・軽費老人ホーム等の介護専用型特定施設を利用する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、掃除・洗濯等の家事、生活相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。

通所介護(デイサービス)

利用定員19人以上の老人デイサービスセンター(日帰り介護施設)を利用する在宅の要介護者を送迎し、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康確認等の日常の世話、機能訓練を行う。

通所型サービス

要支援認定者及び事業対象者(基本チェックリストで生活機能等の低下がみられた人)の介護予防を目的として、施設において日常生活上の支援又は機能訓練を行う。①総合事業開始前の介護予防通所介護に相当するもの(介護予防通所サービス)、②主に雇用されている労働者により提供される緩和された基準によるもの(元気はつらつ教室)、③有償無償のボランティア等により提供される住民主体によるもの(住民主体通所型サービス)、④保健・医療の専門職により提供され3~6か月の短期間で行われるもの(運動器の機能向上トレーニング教室)の4つに分類される。

通所リハビリテーション

在宅の要介護(要支援)者を送迎し、理学療法士や作業療法士等が介護老人保健施設・介護医療院や病院・診療所等において、医師の指示に基づいた日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションや、入浴・排せつ・食事等の介護を行う。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

在宅の要介護者に対し、訪問介護員又は看護師等が日中・夜間を通じて短時間の定期巡回訪問を行うほか、随時の通報により自宅を訪問。入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話等の療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

特定施設入居者生活介護

介護保険事業者として指定を受けた有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要介護(要支援)者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行う。

特定福祉用具販売

在宅の要介護(要支援)者が居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入した場合に、申請に基づき年間10万円の利用額を限度として、必要とした費用の7~9割を支給する。

特別養護老人ホーム(特養)

身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者が入所する福祉施設。入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話等のサービスを提供する。

な行

認知症カフェ

オレンジカフェ(66ページ)参照。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、地域の認知症の人やその家族を見守り、支援する人。

認知症サポート医

認知症に関する専門的な研修を受けた医師で、認知症の診療・かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の要介護(要支援)者が共同生活をする住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話と機能訓練のサービスを提供する。

認知症対応型通所介護(デイサービス)

利用定員12人以下の老人デイサービスセンター(日帰り介護施設)を利用する認知症の状態にある在宅の要介護(要支援)者を送迎し、入浴・排せつ・食事等、生活相談・助言や健康確認等の日常生活上の世話、機能訓練を行う。

認知症地域支援推進員

医療と介護の連携強化等を担うため、各市町に配置される認知症施策の推進役。

認定在宅医療・介護対応薬局

在宅医療や介護に関する研修を受講した薬剤師が常勤し、市薬剤師会の推薦を受け、市が認定した薬局。

は行

配食サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で食事の調理に困難な人に対して、定期的に食事を配達するサービス。

浜松いきいき体操

浜松市リハビリテーション病院が考案した体操。加齢に伴い固くなりやすい筋肉のストレッチや、転倒予防に重要な筋力のトレーニング、体幹トレーニング等を行う。

浜松ウエルネスプロジェクト

「予防・健幸都市」を実現するために令和2年度から開始した官民連携プロジェクト。

浜松ウエルネス推進協議会

浜松ウエルネスプロジェクトを推進する組織の一つ。
市内の医療機関、大学、商工会議所をはじめとした関係団体、金融機関、地域企業と共に、官民連携による新たな予防・健康事業の推進や予防・健康に関する新たな民間サービスの創出等に取り組む。

浜松ウエルネス・ラボ

浜松ウエルネスプロジェクトを推進する組織の一つ。
地域外企業と共に、市民の生活習慣病予防や認知機能改善、健康増進等につながる様々な官民連携社会実証事業等を実施し、データや科学的根拠等を取得・蓄積。

福祉用具貸与

在宅の要介護（要支援）者に対して、居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況等を踏まえ、適切な用具を貸与する。車いす、特殊寝台（介護ベット）、歩行器等が対象。

ふれあい交流センター

高齢者に対する教養講座の開催やレクリエーションの実施等、生きがいがづくりや健康増進に資する事業を実施するとともに、高齢者と子どもの世代間交流や地域の子育て支援等の場を提供する施設。

ヘルステック

スマートフォンやタブレット等によるICT技術（インターネット等の通信技術）を活用した新しい予防・健康・医療サービスのこと。

ヘルスリテラシー

健康に関する情報を獲得し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力であり、それによって、日常生活におけるヘルスケア（医療や介護等のケア）、疾病予防、健康増進について判断・意思決定したりして、生涯を通じて生活の質を維持・向上させること。

訪問介護（ホームヘルプ）

在宅の要介護者に対し、訪問介護員が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等の相談・助言等の必要な日常生活の世話を行う。

訪問型サービス

要支援認定者及び事業対象者（基本チェックリストで生活機能等の低下がみられた人）の介護予防を目的として、対象者の居宅において日常生活上の支援を行う。①総合事業開始前の介護予防訪問介護に相当するもの（介護予防訪問サービス）、②主に雇用されている労働者により提供される緩和された基準によるもの（生活支援訪問サービス）、③有償無償のボランティア等により提供される住民主体によるもの（住民主体訪問型サービス、住民主体訪問型移動支援サービス）、④保健・医療の専門職により提供され3～6か月の短期間で行われるものの4つに分類される。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要介護者の居宅を訪問し、医師の指示に基づいて療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

訪問入浴介護

入浴が困難な在宅の要介護（要支援）者に対し、入浴設備や簡易浴槽を積んだ入浴車で訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行う。

訪問リハビリテーション

在宅の要介護（要支援）者に対し、病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院の理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、医師の指示に基づいて日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）等を行う。

や行

夜間対応型訪問介護

在宅の要介護者に対し、訪問介護員が夜間に定期的な巡回訪問をするほか、通報により利用者の自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話を行う。

有料老人ホーム

高齢者に対し食事や生活支援等のサービスを提供する民間入居施設。

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由から在宅での生活が困難な65歳以上の高齢者を入所させる福祉施設。

予防・健幸都市

本市が、人生100年時代を見据え、掲げた目指すべき都市像（都市ビジョン）で、市民が病気を未然に予防し、いつまでも健康で幸せに暮らすことができる都市のこと。

ら行

ロコモーショントレーニング事業

机や椅子等を利用したスクワット、開眼片足立ち等の運動を行うことで、運動機能の向上を目指す事業。通称ロコトレ。

3 策定経過

年月日	内容等
令和元年12月25日 ～令和2年1月24日	実態調査（アンケート調査）の実施
令和2年5月11日	市議会厚生保健委員会 ・はままつ友愛の高齢者プラン策定スケジュール、実態調査結果の報告について
令和2年6月26日	第1回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・はままつ友愛の高齢者プラン策定スケジュール、実態調査結果の報告について
令和2年7月3日	第1回介護保険運営協議会 ・はままつ友愛の高齢者プラン策定スケジュール、実態調査結果の報告について
令和2年8月28日	第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・はままつ友愛の高齢者プラン骨子案について
令和2年9月4日	第2回介護保険運営協議会 ・はままつ友愛の高齢者プラン骨子案について
令和2年9月9日	市議会厚生保健委員会 ・はままつ友愛の高齢者プラン骨子案について
令和2年9月25日	第3回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・はままつ友愛の高齢者プラン（素案）について
令和2年10月2日	第3回介護保険運営協議会 ・はままつ友愛の高齢者プラン（素案）について
令和2年10月23日	第4回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・はままつ友愛の高齢者プラン（案）について ・はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメントの実施について
令和2年10月30日	第4回介護保険運営協議会 ・はままつ友愛の高齢者プラン（案）について ・はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメントの実施について
令和2年11月4日	市議会厚生保健委員会 ・はままつ友愛の高齢者プラン（案）について ・はままつ友愛の高齢者プラン（案）のパブリック・コメントの実施について
令和2年11月19日 ～令和2年12月18日	パブリック・コメント実施 【意見提出者数】5人・3団体 【意見数】17件（提案8件 要望5件 質問4件） 【案に対する反映度】案の修正6件 盛り込み済6件 その他5件
令和3年1月22日	第5回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 ・パブリック・コメントの実施結果について ・はままつ友愛の高齢者プラン（修正案）について
令和3年1月29日	第5回介護保険運営協議会 ・パブリック・コメントの実施結果について ・給付費と保険料の設定について ・はままつ友愛の高齢者プラン（修正案）について
令和3年2月22日	市議会厚生保健委員会 ・はままつ友愛の高齢者プラン（修正案）について パブリック・コメント実施後の市の考え方の公表
令和3年3月22日	はままつ友愛の高齢者プラン決定

4 委員名簿

(1) 浜松市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

区分	氏名	所属	備考
会長	小杉山 敬	浜松市社会福祉施設協議会老人部会長	
職務代理人	酒井 昌子	聖隷クリストファー大学教授	
委員	石川 惠一	浜松市自治会連合会理事	
〃	渥美 みつ	浜松市老人クラブ連合会副会長	
〃	鈴木 雅教	浜松市ボランティア連絡協議会会長	
〃	小栗 康義	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会常務理事	
〃	鈴木 幸子	浜松市民生委員児童委員協議会理事	
〃	藤島 百合子	一般社団法人 浜松市医師会理事	
〃	松本 礼子	公益社団法人 静岡県看護協会西部地区支部役員	
〃	平野 岳子	浜松市議会	

敬称略 委員は浜松市社会福祉審議会委員名簿順

(2) 浜松市介護保険運営協議会

区分	氏名	所属	備考
会長	式守 晴子	聖隷クリストファー大学教授	
副会長	石垣 哲男	浜松市介護認定審査会会長	
委員	稲垣 佐登史	浜松市自治会連合会理事	
〃	梅田 和寛	浜松市介護サービス事業者連絡協議会会長	
〃	小野 宏志	一般社団法人 浜松市医師会理事	
〃	鈴木 謙市	一般社団法人 浜松市薬剤師会理事	
〃	鈴木 隆之	一般社団法人 浜松市歯科医師会理事	
〃	仲村 泰則	市民代表（公募）	
〃	西澤 基示郎	浜松市介護支援専門員連絡協議会会長	

敬称略 委員は50音順